

第54回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報



開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル 2階 会議室

インターネット等または書面による議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時30分

機関投資家の皆様には株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主様へのお知らせ

- ・ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・インターネット等又は郵送により事前に議決権行使ができますので、ご確認ください。

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金及び弔慰金の贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

<株主提案>

- 第7号議案 剰余金処分の件
- 第8号議案 自己株式取得の件

株式会社 遠藤照明

証券コード：6932

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を

2025年6月25日（水曜日）に開催いたしますので、

ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役社長 遠藤 邦彦



目次

第54回定時株主総会招集ご通知 2

[株主総会参考書類]

▶ 議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案	剰余金の処分の件	7
第2号議案	取締役5名選任の件	8
第3号議案	監査役2名選任の件	14
第4号議案	補欠監査役1名選任の件	18
第5号議案	退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金及び弔慰金の贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件	19
第6号議案	取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	21

<株主提案>

第7号議案	剰余金処分の件	24
第8号議案	自己株式取得の件	27

▶ 事業報告

I	企業集団の現況に関する事項	29
II	会社の株式に関する事項	39
III	会社の新株予約権等に関する事項	39
IV	会社役員に関する事項	40
V	会計監査人に関する事項	45

▶ 連結計算書類

連結貸借対照表	47
連結損益計算書	48

▶ 計算書類

貸借対照表	49
損益計算書	50

▶ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	51
会計監査人の監査報告書 謄本	53
監査役会の監査報告書 謄本	55

大阪府大阪市中央区本町一丁目6番19号

株式会社 遠藤照明

代表取締役社長 遠藤 邦彦

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.endo-lighting.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」の「株主総会情報」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6932/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「遠藤照明」又は「コード」に当社証券コード「6932」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」等に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2025年6月25日（水曜日）午前10時																								
2	場所	大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号 ENDO堺筋ビル 2階 会議室																								
3	会議の目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第54期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件</td></tr><tr><td></td><td>2. 会計監査人及び監査役会の第54期連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td><会社提案></td></tr><tr><td></td><td>第1号議案 剰余金の処分の件</td></tr><tr><td></td><td>第2号議案 取締役5名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第3号議案 監査役2名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金及び弔慰金の贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件</td></tr><tr><td></td><td>第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</td></tr><tr><td></td><td><株主提案></td></tr><tr><td></td><td>第7号議案 剰余金処分の件</td></tr><tr><td></td><td>第8号議案 自己株式取得の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第54期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件		2. 会計監査人及び監査役会の第54期連結計算書類監査結果報告の件	決議事項	<会社提案>		第1号議案 剰余金の処分の件		第2号議案 取締役5名選任の件		第3号議案 監査役2名選任の件		第4号議案 補欠監査役1名選任の件		第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金及び弔慰金の贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件		第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件		<株主提案>		第7号議案 剰余金処分の件		第8号議案 自己株式取得の件
報告事項	1. 第54期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件																									
	2. 会計監査人及び監査役会の第54期連結計算書類監査結果報告の件																									
決議事項	<会社提案>																									
	第1号議案 剰余金の処分の件																									
	第2号議案 取締役5名選任の件																									
	第3号議案 監査役2名選任の件																									
	第4号議案 補欠監査役1名選任の件																									
	第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金及び弔慰金の贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件																									
	第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件																									
	<株主提案>																									
	第7号議案 剰余金処分の件																									
	第8号議案 自己株式取得の件																									
4	招集にあたっての決定事項	・インターネット等による方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。 ・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案についての賛否または棄権の記載がない場合は、会社提案（第1号議案から第6号議案まで）については賛成、株主提案（第7号議案及び第8号議案）については反対の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。																								

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日(水曜日)
午前10時(受付開始: 午前9時)



インターネット等で議決権を行使される場合

後記の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月24日(火曜日)
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使紙に賛否をご記入いただき、ご返送ください。なお、各議案についての賛否または棄権の記載がない場合は、会社提案（第1号議案から第6号議案まで）については賛成、株主提案（第7号及び第8号）については反対の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。

議決権行使書

株式会社 遠藤照明 御中

株主総会日 2025年 6月25日

議決権の数

私は左記開催の定株主総会(議決会または延会の場合も含む)の議案につき、以下(貸借の○印で表示)のとおり議決権を行使いたします。

2025年 6月 日

基準日現在の所有株数

議決権の数

議決権の数は111,970,000に1割となります。

会次

第1号議案	第2号議案	第3号議案
賛	賛	賛
異	異	異
否	否	否

私は左記開催の定株主総会(議決会または延会の場合も含む)の議案につき、以下(貸借の○印で表示)のとおり議決権を行使いたします。

2025年 6月 日

会次

第1号議案	第2号議案	第3号議案
賛	賛	賛
異	異	異
否	否	否

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書をお持ちください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権の行使を行ってください。
- ①議決権行使書用紙に賛否を○表示の上、ご返送。
- ②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るかウェブサイト (http://www.tmds.co.jp) にアクセス。
- ③、パスワードにてログイン後、議決権を行使してください。
- 第2号議案及び第3号議案において、賛成者の一部が異議を表明する場合は、株主総会を考慮した採決等をおこなう予定です。

ログイン用QRコード

▶こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	当社取締役会は第7号議案及び第8号議案に反対しております。 当社は取締役会に「賛同の場合は、「否」に○印で表示願います。」	第7号議案	第8号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛		賛	賛
否	否	否	否	否	否		否	否

会社提案	第1号議案	第2号議案		第3号議案		第4号議案	第5号議案	第6号議案	当社取締役会は第7号議案及び第8号議案に反対しております。 当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。	株主提案	第7号議案	第8号議案
	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛			賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否	否			否	否

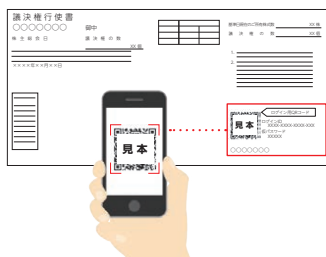
5 ENDO Lighting Corporation

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

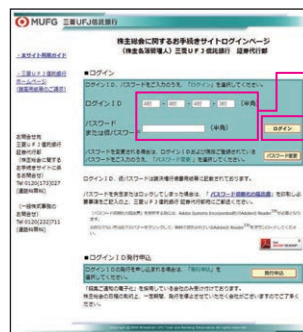
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

（会社提案） 第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業基盤の強化並びに将来の事業展開のための内部留保や今後の収益見通しなどを総合的に勘案し、1株につき30円00銭といたしたく存じます。

これにより、年間配当金は、中間配当金（1株につき20円00銭）と合わせまして、1株につき50円00銭となります。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金30円00銭
配当総額	443,283,750円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

(会社提案) 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）が任期満了となります。また、取締役長畑隆也氏は、2025年4月5日逝去により退任されました。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	地位及び担当	取締役会出席回数
1	えん どう くに ひこ 遠藤 邦彦 再任	代表取締役社長	18／18回
2	ひし たに きよし 菱谷 清 再任	常務取締役 開発・品質・生産担当	18／18回
3	おく むら まさ ゆき 奥村 昌之 新任	上席執行役員 営業本部長	—
4	つち や いく こ 土屋 郁子 新任 独立役員 社外取締役	—	—
5	やま は たか ひさ 山葉 隆久 新任 独立役員 社外取締役	—	—

候補者番号

1

えん どう くに ひ こ

遠藤 邦彦

(1974年4月8日生)

再任

略歴、地位及び担当

1997年 4 月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
 2001年 1 月 当社入社
 2006年 4 月 当社経営戦略室長
 2006年 6 月 当社取締役 経営戦略室長 兼 照明技術研究所担当
 2007年 4 月 当社取締役 執行役員経営戦略室長
 2007年 6 月 当社常務取締役 執行役員経営戦略室長
 2009年 4 月 当社常務取締役 照明事業部長
 2010年 6 月 当社代表取締役専務取締役 照明事業部長
 2011年10月 当社代表取締役専務取締役
 2013年11月 当社代表取締役専務取締役 LED中央研究所長
 2014年 6 月 当社代表取締役社長 LED中央研究所長
 2016年 4 月 当社代表取締役社長 営業本部長
 2022年 4 月 当社代表取締役社長
 現在に至る



所有する当社株式の数

140,000株

取締役会出席回数

18/18回

重要な兼職の状況

ENDO Lighting（THAILAND）Public Co., Ltd. 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

遠藤邦彦氏は、2014年6月の代表取締役社長に就任以降、経営の指揮を執り、様々な経営の改革に取り組んで参りました。照明事業をはじめとする当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有していることから、今後の長期的な企業価値向上実現の牽引者として適切な人材であり、また、コーポレートガバナンスの強化にも適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

ひし たに

菱谷

きよし

清

(1958年1月8日生)

再任

略歴、地位及び担当

- 1980年 4 月 松下冷機株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）
入社
- 2000年 4 月 同社自販機事業部技術部長
- 2008年 4 月 パナソニック株式会社アプライアンス社
自販機ビジネスユニット長
- 2012年 4 月 同社アプライアンス社 コールドチェーン事業部長
- 2015年 4 月 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部主任研究員（パナソニック株式会社より出向）
- 2016年 5 月 当社入社 顧問 開発・品質・生産担当
- 2016年 6 月 当社取締役 開発・品質・生産担当
- 2018年 4 月 当社取締役 上席執行役員 開発・品質・生産担当
- 2018年 6 月 当社取締役 常務執行役員 開発・品質・生産担当
- 2022年 6 月 当社常務取締役 常務執行役員 開発・品質・生産担当
- 2023年 4 月 当社常務取締役 開発・品質・生産担当
現在に至る

重要な兼職の状況

昆山恩都照明有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

菱谷清氏は、パナソニック株式会社（旧 松下冷機株式会社）アプライアンス社にて、事業部経営責任者、技術開発責任者等の豊富な業務経験を有しております。当社では中長期を見据えた視点での開発、品質、生産部門における企業価値の向上に努めて参りました。今後も当社の技術分野における発展を担う人材として適任であると判断しております。また、環境保護推進の分野でも適任であると判断し、取締役候補者としております。



所有する当社株式の数

0 株

取締役会出席回数

18/18回

候補者番号

3

おく むら まさ ゆき

奥村 昌之 (1963年10月15日生)

新任

略歴、地位及び担当

1988年 3 月 当社入社
2005年10月 当社営業本部 東京商環境開発部長
2007年 4 月 当社営業本部 商環境グループ グループマネージャー
2013年 4 月 当社営業本部 ソリューション統括部長
2016年 4 月 当社執行役員 営業本部 建築環境営業統括部長
2020年 4 月 当社執行役員 営業本部 環境ソリューション統括部長
2025年 4 月 当社上席執行役員 営業本部長
現在に至る



重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

所有する当社株式の数

12,500株

取締役会出席回数

－／－回

取締役候補者とした理由

奥村昌之氏は、遠藤照明の照明事業部門、特に商環境、建築環境分野における販売、ソリューション部門で要職を歴任しており、当社入社以来、照明事業で培った豊富な業務経験を有しております。

今後、当社グループが照明制御市場におけるトップブランドとしての地位を確立していく上で、適切な人材であり、当社の持続的な企業価値の向上を目指す上で適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

つち や いく こ
土屋 郁子

(1960年3月31日生)

新任

独立役員

社外取締役

略歴、地位及び担当

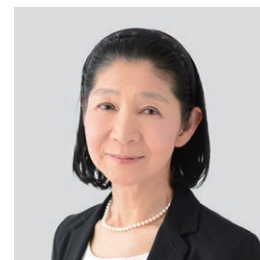
1983年4月 プラス株式会社入社
2000年4月 アスクル株式会社入社
2000年8月 同社ゼネラルアフェアーズ法務マネージャー
2008年8月 同社リーガル&セキュリティ統括部長
2010年11月 株式会社アルファパーチェス監査役
2012年9月 アスクル株式会社リーガル&セキュリティ本部 執行役員本部長
2018年5月 同社CEO補佐室 執行役員統括部長
2022年8月 株式会社Hacobu社外監査役（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

土屋郁子氏は、事業会社において、法務部門の要職に就き、高度な専門知識に加えて、企業セキュリティに関する知見も有しております。また、他の事業会社でも監査役としての豊富な経験を有していることから、経営全般を客観的な立場から監督していただけると判断し、社外取締役候補者としております。



所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

－／－回

候補者番号 **5** **山 葉 隆 久** (1959年12月14日生)

新任

独立役員

社外取締役

略歴、地位及び担当

1982年 4 月 沖電気工業株式会社入社
1987年 5 月 ヤマハ株式会社入社
1999年10月 ローム浜松株式会社入社
2010年 4 月 ローム株式会社常務取締役
2014年10月 サムコ株式会社取締役常務執行役員
2016年 6 月 フェニテックセミコンダクター株式会社取締役
2020年 1 月 新日本無線株式会社常務執行役員
2022年 1 月 Yamaha Labo代表（現任）
2023年 1 月 大阪大学産業科学研究所特任教授
現在に至る



所有する当社株式の数

0株

重要な兼職の状況

Yamaha Labo代表

取締役会出席回数

－／－回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山葉隆久氏は、電子部品、特に半導体産業の事業会社において豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、ローム株式会社における常務取締役をはじめ、長年にわたるその他事業会社での取締役等の要職に就き、経営への深い知見を有していることから、経営全般を客観的な立場から監督していただけると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 土屋郁子氏と山葉隆久氏は、社外取締役候補者であります。
3. 土屋郁子氏と山葉隆久氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が取締役に選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は土屋郁子氏と山葉隆久氏の選任が承認された場合には、両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(会社提案) 第3号議案 監査役2名選任の件

当社のコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため、監査役1名を増員することとし、その選任をお願いするとともに、本総会終結の時をもって、社外監査役神崎泰郎氏が辞任されますので、その補欠として社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、社外監査役候補者である奥澤望氏は、社外監査役神崎泰郎氏の補欠として選任されますため、その任期は当社定款の定めにより、同監査役の任期の満了する時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1 す ぎ さ か ま さ し 杉 坂 真 志 (1960年8月29日生)

新任

略歴及び地位

1984年 4 月 当社入社
2004年 4 月 当社西日本カスタマーソリューション部長
2005年 7 月 イーシームズ株式会社（出向）取締役
2008年 4 月 同社代表取締役社長
2018年 6 月 当社執行役員 イーシームズ株式会社代表取締役社長
2022年 4 月 当社常務執行役員 営業本部長 兼 管理本部長
2022年 6 月 当社取締役 営業本部長 兼 管理本部長
2023年 6 月 当社取締役 営業本部長
2025年 4 月 当社取締役 国内営業担当
現在に至る



所有する当社株式の数
2,000株

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役会出席回数
18／18回

監査役会出席回数
一／一回

監査役候補者とした理由

杉坂真志氏は、遠藤照明の照明事業部門、環境関連部門において要職を歴任している他、出向先のイーシームズ株式会社の代表取締役社長に就き、経営者としての重責を担う等、多様な経験を有しております。また、これらの経験から得た知見に加え、当社の営業本部長、管理本部長としても功績を収めており、当社グループの事業に深く精通していることから、経営全般の監査の職責を適切に遂行できると判断し、監査役候補者としております。

候補者番号
2 おくざわ のぞむ
奥澤 望 (1978年7月7日生)

新任
独立役員
社外監査役

略歴及び地位

2003年4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社
2007年12月 仰星監査法人 入所
2011年9月 公認会計士登録
2011年12月 税理士登録
2019年7月 リードアカウンティング株式会社設立 代表取締役（現任）
2021年6月 株式会社三ツ星 取締役（監査等委員）
2023年3月 税理士法人スタートミー設立 代表社員（現任）
現在に至る



重要な兼職の状況

税理士法人スタートミー代表社員

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

—／一回

監査役会出席回数

—／一回

社外監査役候補者とした理由

奥澤望氏は、事業会社退社後、監査法人での豊富な経験と公認会計士、税理士としての資格を有しており、企業会計、税制に精通しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としております。

- (注) 1.杉坂真志、奥澤望の両氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2.リードアカウンティング株式会社及び税理士法人スタートミーと当社との間には特別の利害関係はありません。
3.奥澤望氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。
4.杉坂真志、奥澤望の両氏が選任された場合、当社は、両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5.当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。杉坂真志、奥澤望の両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考

遠藤照明 社外役員の独立性判断基準

株式会社遠藤照明（以下「当社」という）は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員（候補者含む。以下、同じ）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって独立性を有しないものとみなします。

1. 過去10年間のいずれかの事業年度において、当社グループの業務執行者（注1）であった者
2. 当社グループとの取引の支払額または受取額が、直近3事業年度において、連結売上高の2%以上を占めている法人、組合等の団体に所属する業務執行者
3. 当社グループの借入金残高が、直近3事業年度において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%以上を占めている金融機関の業務執行者
4. 当社グループから多額の寄付（直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上）を受けている法人、組合等の団体に所属する業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭（直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上）、その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等
6. 当社の大株主（注2）、または大株主である法人、組合等の団体に所属する業務執行者
7. 当社グループが大株主である法人、組合等の団体に所属する業務執行者
8. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
9. 上記1. から8. までのいずれかに該当する者が重要な者（注3）である場合において、その配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者
10. 過去3年間に、上記2. から9. までのいずれかに該当していた者
11. その他、当社と利益相反関係が生じる恐れがあるなど、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

以上

注1：「業務執行者」とは、現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

注2：「大株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。

注3：「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員及び部長格以上の上級管理職をいう。

ご参考：取締役・監査役のスキルマトリックス

本総会において第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成、並びに各役員に特に期待する経験や専門性は以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は各取締役及び各監査役が有する全ての知識や能力、経験を表すものではありません。

氏名		性別	企業経営・経営戦略	財務・会計・税務	技術開発	製造・供給	事業戦略・販売・マーケティング	グローバルビジネス	法務・コンプライアンス	内部統制・ガバナンス	IT・デジタル	サステナビリティ・ESG
取締役	遠藤 邦彦	男性	●		●		●	●				
	菱谷 清	男性			●	●		●				●
	奥村 昌之	男性	●				●		●			
	土屋 郁子	女性							●	●		●
	山葉 隆久	男性	●		●	●						
監査役	久保 章	男性		●				●		●		
	杉坂 真志	男性	●	●			●		●			
	村井 潤	男性							●	●		
	奥澤 望	男性		●						●	●	

(会社提案) 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

さ か た ひ で た か
坂 田 秀 隆 (1959年11月29日生)

独立役員

補欠社外監査役

略歴及び地位

1982年 4 月 坂田秀治会計事務所入所
1984年 9 月 同所退所
1984年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1988年 3 月 公認会計士登録
1997年 6 月 監査法人トーマツ事業開発部(現 デロイトトーマツファイナンシャル
アドバイザー合同会社)異動 シニアマネジャー
2000年 6 月 同社パートナー
2019年 1 月 同社退職
2019年 1 月 株式会社MAGIC代表取締役（現任）
2020年 6 月 dep. FAS合同会社代表社員（現任）
現在に至る

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

－／－回

監査役会出席回数

－／－回

重要な兼職の状況

株式会社MAGIC代表取締役
dep. FAS合同会社代表社員

補欠の社外監査役候補者とした理由

坂田秀隆氏は、公認会計士として、企業会計に精通しており、高度な専門知識及び幅広い見識により培われた経験有していることから、当社の監査の職務遂行に適任であると判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 坂田秀隆氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 坂田秀隆氏は補欠社外監査役候補者であります。
3. 株式会社MAGIC及びdep. FAS合同会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 坂田秀隆氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、監査役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
5. 坂田秀隆氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、坂田秀隆氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(会社提案) 第5号議案

退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金及び弔慰金の贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される宮下律江氏、並びに2025年4月5日逝去された長畑隆也氏、また監査役を辞任される神崎泰郎氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金及び弔慰金を贈呈いたしたく、その具体的金額、時期及び方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対し、役員退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、取締役として当社の業績及び企業価値の向上に尽力したためであり、その金額は当社の役員退職慰労金内規に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
みや した りつ え 宮下 律 江	2022年 6 月 当社取締役（社外） 現在に至る
なが はた たか や 長 畑 隆 也	2024年 6 月 当社取締役（社外） 2025年 4 月 逝去
こう ざき やす お 神 崎 泰 郎	2019年 6 月 当社監査役（社外） 現在に至る

また、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2025年5月19日開催の取締役会において、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案「取締役5名選任の件」及び第3号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役重任予定の遠藤邦彦氏、菱谷清氏、及び監査役に就任予定の杉坂真志氏、並びに監査役在任中の久保章氏、村井潤氏に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社における所定の基準による相当額の範囲内で打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役に対するものは

取締役会に、監査役に対するものは監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

また、取締役に対し、役員退職慰労金の打ち切り支給を相当とする理由は、取締役として当社の業績及び企業価値の向上に尽力したためであり、その金額は当社の役員退職慰労金内規に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
えん どう くに ひこ 遠 藤 邦 彦	2006年 6 月 当社取締役 2007年 6 月 当社常務取締役 2010年 6 月 当社代表取締役専務取締役 2014年 6 月 当社代表取締役社長 現在に至る
ひし たに きよし 菱 谷 清	2016年 6 月 当社取締役 2022年 6 月 当社常務取締役 現在に至る
すぎ さか まさ し 杉 坂 真 志	2022年 6 月 当社取締役 現在に至る
く ぼ あきら 久 保 章	2023年 6 月 当社常勤監査役 現在に至る
むら い じゅん 村 井 潤	2015年 6 月 当社監査役（社外） 現在に至る

(会社提案) 第6号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1990年6月28日開催の第19回定時株主総会において、年額2億円以内とご承認いただいております。また、業務執行取締役に対する業績連動報酬については、2014年6月27日開催の第43回定時株主総会において、連結経常利益の1.5%の範囲内で支給するものとし、上記年額2億円以内とは別枠で年額1億円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年75,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、役務提供期間中、継続して、対象取締役が、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2025年5月19日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図ることの意欲を高めるとともに、インセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案して、総合的に決定することを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬、本定時株主総会での承認可決を条件として導入する譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給する。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）として支給し、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、執行役員報酬、従業員給与との水準を考慮しながら、経営内容や経済情勢を勘案して決定する。

③ 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、利益の最大化および企業の持続可能性の担保が株主価値向上に資するとの考えから、経常利益及びサステナビリティ経営の進捗を重視し、事業年度ごとの価値向上に対する意識を高めるための指標により算出された役位別の基準額に、個人計画達成度係数等を乗じた報酬額を、毎年、一定の時期に金銭報酬で支給する。

④ 非金銭報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は、毎年一定の時期に支給する譲渡制限付株式とし、各取締役に対する個別付与株式数は各取締役の役位、職責に応じて基本報酬の金額等を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

⑤ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額、譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬は、経常利益等に基づき基本報酬と別枠で支給するものとし、基本報酬と業績連動報酬と譲渡制限付株式報酬の支給割合は、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な割合となることを方針とする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、取締役会が指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得て、その具体的内容の決定は代表取締役社長遠藤邦彦氏に委任する。

委任を受けた代表取締役社長は、当該答申内容を考慮して、各取締役の基本報酬の額および各取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬の評価を実施し、報酬額を決定する。

※取締役の個人別の報酬方針について本議案の承認に伴い、決定方針を変更する予定です。

<株主提案（第7号議案及び第8号議案）>

第7号議案及び第8号議案は、1名の株主様からのご提案によるものであります。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。

なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、形式的な調整を除き提案株主から提出されたものを原文のまま記載しています。

（株主提案） 第7号議案 剰余金処分の件

① 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものとする。

（ア）配当財産の種類

金銭

（イ）1株当たりの配当額

金80円から、第54期事業年度における中間配当金20円及び本定時株主総会において当社取締役会が提案し、本定時株主総会において承認された当社株式1株当たりの剰余金の処分額を控除した金額とする（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には、金60円）。

（ウ）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式1株につき上記（イ）の1株当たりの配当額（配当総額は1株当たりの配当額に2025年3月31日現在の当社発行済み株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額）。

（エ）剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

（オ）配当支払い開始日

本定時株主総会の翌営業日から起算して、3週間後の日

② 提案の理由

過去5年間の当社の営業キャッシュフローは、平均値が55.4億円、最大値が101.5億円、最小値が27.8億円と安定して大幅な黒字を計上してきました。この間に投資キャッシュフローは、平均で27.0億円の赤字にとどまりましたので、過去5年間の当社のフリーキャッシュフローは、平均値が28.4億円、最大値が72.5億円、最小値が5.3億円と安定して大幅な黒字を計上しました。この結果、当社の純有利子負債残高は、2019年3月末の110.3億円から2024年3月末の-39.6億円まで急減し、ネットキャッシュの状態に至っております。

当社の主要事業である照明器具販売業界においては、2010年代に導入が進んだLED照明器具の更新需要、環境問題の深刻化に伴う消費電力管理の一層の高度化、オフィス環境の改善に対応するための高付加価値商品への市場シフトに支えられた堅調な市場環境が継続しており、当社のフリーキャッシュフローは今後も安定した黒字の確保が期待できる状況にあると考えます。

当社の過去5年間の年間配当実績は、30円、15円、22.5円、30円、40円で推移しており、過去5年間の配当性向は、平均値が15.6%、最大値が23.1%、最小値が10.0%と2024年3月期決算の上場企業の平均配当性向32.6%を大きく下回る水準で推移しております。フリーキャッシュフローの大幅な黒字の中で今後も低い配当性向を継続することは過大な手元資金の抱え込みにつながり、ROEの低下、インフレ環境下での資産価値の目減り、不必要な資金運用による投資損失を発生させることが懸念されます。加えて、当社は、コーポレートガバナンスポリシーの「当社の資本政策及び株主還元」において「獲得した利益については、その3分の1ずつをそれぞれ、株主還元、従業員及び内部留保金に分配することを基本方針とする。」と記載しております。自らが定めて外部関係者に宣明した基本方針を特段の理由なく長期間にわたって遵守しないことは、当社がコーポレート・ガバナンスを重要視していないとの印象を関係者各位に与えかねない行為であり、早急に配当性向の適正化を実施すべきと考えます。

以上により、当社の第54期事業年度において連結業績予想に基づき80円の年間配当を実施することは、重要なステークホルダーである株主への還元の適正化、財務リスク管理の改善、当社財務運営方針への市場の信頼向上をとらして、中長期的な企業価値の向上に資するものと考え、本件を提案します。

【第7号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、第7号議案に 反対 いたします。

当社の資本政策及び株主還元に関する基本的な考え方は、利益の最大化を経営目標とし、その獲得した利益を以って財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対して安定的な配当の維持及び適正な利益還元を行うこととしています。

当社の直近5年間の1株当たり配当額は、第49期（2020年3月期）30.00円、第50期（2021年3月期）15.00円、第51期（2022年3月期）22.50円、第52期（2023年3月期）30.00円、第53期（2024年3月期）40.00円となっており、第50期にコロナ禍による一時的な業績の悪化もあって減配したものの、その後は利益還元の強化を着実に進めており、第54期（2025年3月期）については、当初予想していた見通しから単体業績も上振れしたため、年間配当額は期首予想の40.00円から50.00円への増配を会社提案としております。

本議案では、グループ連結の当期純利益の3分の1に相当する配当を提案いただいておりますが、当社を取り巻く物価上昇及び為替変動リスク等のある経営環境下において、株主還元については、将来の企業競争力強化のために必要な投資と株主に対する安定的で適正な利益還元のバランスを勘案し、株主の皆様に対する将来に亘っての安定した株主還元を行ってまいりたいという考えから、当社取締役会は本議案に反対いたします。

当社としましては、成長機会の高い海外事業拡大に向けて、現地での成長投資や再投資を検討しております。中国の製造子会社である昆山恩都照明有限公司は設立20年を経過し再投資の時期に来ており、生産能力増強に向けた成長投資を検討開始しており、また英国ANSELL社においてもさらなる成長の為、欧州域内での販売拡大に向けた成長投資を検討しています。

今後剰余金については、2025年4月30日に公表しました新中期経営計画（55～57期）のとおり、事業環境及び財務状況等の動向を総合的に勘案して、将来の企業競争力の強化のために必要な投資と株主の皆様への安定的かつ適正な利益還元を行うことを基本方針とし、連結配当性向30%を目安に、安定的かつ継続的な配当額の向上に努めてまいります。

(株主提案) 第8号議案

自己株式取得の件

① 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数735千株（発行済み株式総数の約5%）取得価額の総額1,900百万円を限度として金銭の交付をもって取得することとする。

② 提案の理由

自己資本の充実、財務の安定性を高めることをととして企業価値の向上に資することは言うまでもないことです。しかしながら、内部留保を最優先する過度に保守的な資本政策をとり過大な自己資本を確保することは、加重平均資本コスト（以下、「WACC」と言います。）の上昇により企業価値を引き下げる効果を持つのは、コーポレートファイナンス理論の教示するところです。

当社の自己資本比率は、2020年3月期から2024年3月期の5年間に44.4%から61.5%へと着実に上昇しております。過去5年間の平均成長率は、売上高が5.4%、営業利益が13.5%であり、コロナ禍の数年間を間に挿むにもかかわらず一度も営業赤字に陥ることがない安定度の高い事業運営となっております。フリーキャッシュフローの状況については上記(1)剰余金処分の件に記載したとおり、今後とも安定した黒字が期待できる状況と考えます。従って、自己資本比率50%を目標として資本政策を実施することは、十分に保守的な財務運営であると考えます。

本提案は、適切な自己資本比率を維持しWACCを妥当な水準に保つことで、有効な財務リスク管理と中長期的な企業価値向上を両立することができるの考えに基づいています。より具体的には、中長期的な自己資本比率の目標値を50%において安定的に資本政策を運営することで中長期的な企業価値の向上を図ろうとするものです。単発の自己株式の取得ではなく、明確な資本政策にもとづく継続的な自己株式の取得が当社の中長期的な企業価値向上に資すると考えて、本件を提案します。

【第8号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、第8号議案に 反対 いたします。

当社は、自己株式の取得は、資本効率及び株主還元の上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のために有効であると認識しており、当社株式の取引状況及び株価を踏まえながら、将来の成長に向けた投資とのバランスを考慮し、株式取得価額の総額1億円を上限とした自己株式の取得を2025年4月30日に公表いたしました。取得した自己株式の処分等については、本総会第5号議案および第6号議案が承認された場合の株式報酬制度に活用することとしております。

本株主提案が求める発行済み株式総数の約5%の自己株式の取得は、2025年4月30日に公表しました新中期経営計画（55～57期）における成長投資の財源を損ない、当社の中長期的成長と企業価値の向上を停滞させる可能性があり、結果として株主の皆様の利益を毀損するおそれがあるものと考えます。したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

売上高	537億35百万円 前期比 3.9% 増 	営業利益	49億30百万円 前期比 5.3% 減 
経常利益	54億11百万円 前期比 5.5% 減 	親会社株主に 帰属する 当期純利益	47億99百万円 前期比 3.2% 増 

当連結会計年度におけるわが国経済は、歴史的な株価及び為替の急激な変動並びに資源価格の高騰による物価上昇に加えて政策金利の引上げ等、複数の不確実性を抱える状況にありました。しかし、かかる状況においても雇用・所得環境の着実な改善及びインバウンド需要の増加等により、企業の設備投資意欲は堅調に推移し、全体としては穏やかな回復基調となりました。世界経済においては、米国の政策動向及び米中対立激化に起因する貿易の不安定化、加えて不透明感を増す国際情勢を背景とした地政学リスクの高まり等により、景気減速懸念が拡大し先行き不透明な状況となりました。

このような状況の中、当社グループは、高付加価値空間創造企業として、持続可能でよりよい社会の実現を目指し、高い省エネ性能に加え、顧客価値を創造する光の質を高めた新製品の開発、製造及び販売に注力して参りました。

業界に先駆け製品をLED化して以降、製品のエネルギー効率の継続的な改善は製造メーカーの責務と考え、さらなる高効率照明器具の開発を進めるとともに、「人と地球にやさしい未来の光」を実現し、人々の暮らしを明るく照らすだけでなく、より豊かに幸せにすることを目指したサステナビリティ経営を推進しております。

また、製造部門においては、環境に配慮した製品の提供を目指し、継続した品質改善活動及び原価低減活動を行うとともに、販売管理費の抑制に努めて参りました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、過去最高の53,735百万円（前連結会計年度比3.9%の増収）となりました。営業利益は4,930百万円（前連結会計年度比5.3%の減益）、経常利益は5,411百万円（前連結会計年度比5.5%の減益）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,799百万円（前連結会計年度比3.2%の増益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(1) 照明器具関連事業

当セグメントにおきましては、業務用LED照明器具分野で業界トップクラスの品揃えを実現し、高いブランドイメージの確立に努めました。

国内市場については、無線照明コントロールシステム「SmartLEDZ Fit/Fit Plus」及び無線調光調色器具「Tunable LEDZ」、自然の光、カラー演出、色味調整の三役を1台で備えた次世代無線調光調色器具シリーズ「Synca」の販売促進に注力しました。電気料金の高騰やサステナビリティに関する社会的要請の高まりを背景に既存照明器具の取り換え需要に加え、新設の商業施設やオフィス等の大型施設向け需要の取込みを強化しました。

また、商業施設・店舗DXの専門展示会に出展し、照明の新たな可能性を積極的に提案し、AIカメラや映像・音響機器と照明を連携させる「SmartLEDZ Connect」のソリューション提案を行いました。調光調色技術を活用し、働きやすい環境づくりと省エネを両立する「快適×健康×省エネオフィス」のコンセプトを提示し、商業施設・店舗分野における新たな照明の可能性を広げました。

さらに、医療・福祉施設分野においては、「心地よい病院は光でつくる」をテーマに、調光調色技術による心と体に寄り添う快適空間の創出や、食事を美味しく見せる照明の効果を体感できるホスピタルライトシリーズを提案しました。

海外市場については、上半期に発刊した英国市場向け「S17」カタログおよびアジア市場向け「sync5Residential Collection」が、それぞれの市場に適合した製品として顧客から高い評価を得ており、現地企業に対して積極的なプロモーション活動を展開しました。

タイにおいては新製品「DALIコンバータ」を活用し、「Synca」をDALI信号で制御した製品が高い評価を得ました。また、インドでは高級住宅照明を空間で体感できる「エクスペリエンスセンター」を設立し、プロモーション活動を継続的に推進しました。

この結果、売上高は47,975百万円（前連結会計年度比4.8%の増収）（セグメント間取引含む。以下同じ。）となり、セグメント利益（営業利益。以下同じ。）は5,283百万円（前連結会計年度比6.1%の減益）となりました。

(2) 環境関連事業

当セグメントにおきましては、主にレンタル契約の拡大を目指し、新サービス「レンタルプラス」の販売促進及び自家消費型太陽光発電システムのレンタル提案に注力しました。

また、電気代の高騰により節電志向が高まる中、単なるLED照明の更新にとどまらず、調光調色機能を活用した省エネと快適性の向上につながる提案を行い、さらに照明の更新による電気代削減及び照明を活かした内装リニューアルの提案を実施し、高い評価を得ました。特にスーパーマーケットやホームセンターでは、これらの提案が顧客ニーズに合致し、多くの成功事例へとつながりました。

この結果、売上高は10,190百万円（前連結会計年度比0.8%の減収）となり、セグメント利益は960百万円（前連結会計年度比7.0%の増益）となりました。

(3) インテリア家具事業

当セグメントにおきましては、増加するオフィスのリニューアル需要に応えるため、オフィス緑化を取り入れた休憩スペース及び音環境の改善に効果的な吸音パネルの提案を積極的に展開し、同市場におけるブランド確立に向けた活動を推進しました。

また、デザイン性の高い製品や環境に配慮した素材を特徴とする総合カタログ『AbitaStyle 13』を発刊し、毎月のメールマガジン配信を通じてAbitaStyleの魅力を伝える情報発信を強化し、顧客ニーズに合わせた商品の提案・提供を通じてAbitaStyleの認知拡大及び市場浸透を図りました。

この結果、売上高は1,394百万円（前連結会計年度比18.7%の増収）となり、セグメント利益は78百万円（前連結会計年度は210百万円のセグメント損失）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は42億94百万円で、主なものは、新製品に係る金型及びイーシームズ株式会社におけるレンタル資産の取得であります。

3. 資金調達の状況

特筆すべきものではありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、顧客のニーズや期待に応えるために会社価値と経営品質の向上を経営目標として掲げ、顧客密着型経営を推進しております。「エシカルソリューションNo.1リーディングカンパニーへ」の実現に向けて、「高付加価値空間創造」・「グローバル競争力強化」・「事業領域拡大」を大きな柱とし、それを支える強固な経営基盤を「サステナビリティ経営強化」「企業価値の向上（収益性向上・戦略投資・ブランド力強化）」の2つの視点から構築することで目指して参ります。

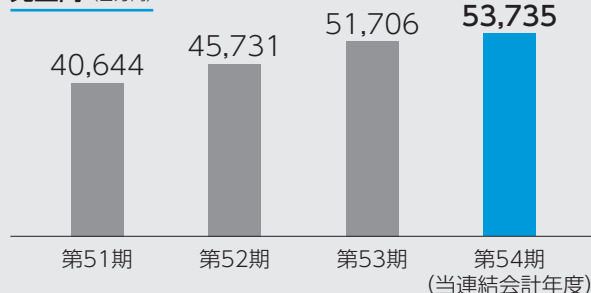
- ① 商業施設向け照明器具市場で培った製品開発力と事業ノウハウを活かし、業務用照明分野市場において、省エネルギー及び環境保護を重視した無線制御照明市場シェアNo.1メーカーとしての確固たるブランドの確立を図ります。今後は、これまでの光源では行えなかった幅広い光色の再現など独自性の有るLED製品の開発を進め、より豊かな光環境の実現に向けた次世代ソリューション照明の普及に努めて参ります。
- ② 国内の製造拠点である佐野工場、海外生産子会社であるENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd.及び昆山恩都照明有限公司の3製造拠点において、更なる生産性の向上とコストダウンの実現と、生産能力を増強することでグローバルなLED照明器具の供給体制の整備を進めて参ります。
- ③ 様々な施設における顧客要望に対し、照明とその関連商材・サービスを通したソリューションの提案力の強化とともに、DXを活用した営業システムの構築などを推進し、施主・設計事務所・ゼネコン・サブコンなどからの信頼向上に努めて参ります。
- ④ 欧州・広域アジアなどの既存攻略市場において、地域ごとにフィットした製品・サービスの供給を進めることでのシェアアップに加え、新規市場での事業の安定化を図り、更なる海外事業の拡大に努めて参ります。
- ⑤ 事業の継続的な成長・発展を実現するために、産学協同開発の推進や外部企業とのコラボレーションによる技術開発や共同研究に注力し、光の持つ可能性の追求と実証を進めます。
- ⑥ 連結子会社のイーシームズ株式会社が実施している環境関連事業に関しては、レンタルスキームを活用したソリューション提案に注力するとともに、組織体制の強化と新規商材・サービスを含めたビジネスモデルの開発により、長期的な事業発展につなげて参ります。
- ⑦ インテリア家具・用品については、照明事業のチャンネルを活用した販売促進活動や既製品家具の販売強化などを推し進めるとともに、リニューアル需要の増加するオフィス分野への展開も積極的に行って参ります。

- ⑧ 世界的に不安定な部品供給、高騰する原材料価格並びに為替相場の急激な変動などの原価悪化要因に対し、日本国内にとどまらないグローバルな観点で、柔軟かつ強靱な販売体制、製品供給体制の整備について取り組んで参ります。
- ⑨ 長期的展望に立ち、次世代ソリューション照明製造の生産設備投資、新製品・制御システム開発のための研究開発投資、データベース構築と新たな付加価値サービスの提供のためのDX関連投資に加え、適切なタイミングでの機動的な成長投資も考慮した上で、更なる事業収益力の強化に取り組んで参ります。
- ⑩ サステナブルな社会の実現に向けた社会的責任を認識し、会社と社会の持続可能性の両立と中長期的な企業価値向上を目指すため、気候変動、汚染防止、資源循環、水資源、生物多様性などの環境に関する事項、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇などの社会に関する事項、取引先との公正・適正な取引、腐敗防止、コーポレートガバナンス、自然災害等への危機管理などのガバナンスに関する事項について取り組んで参ります。

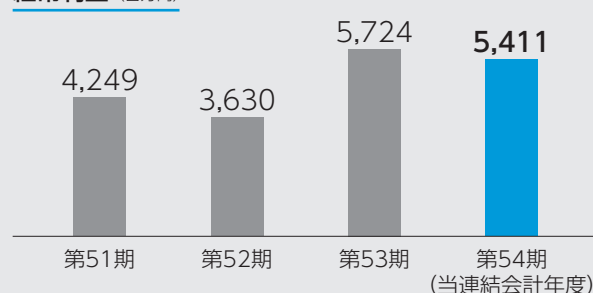
5. 財産及び損益の状況の推移

区分		第51期 2022年3月期	第52期 2023年3月期	第53期 2024年3月期	第54期(当連結会計年度) 2025年3月期
売上高	(百万円)	40,644	45,731	51,706	53,735
経常利益	(百万円)	4,249	3,630	5,724	5,411
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,330	2,962	4,649	4,799
1株当たり当期純利益	(円)	225.37	200.48	314.67	324.85
総資産	(百万円)	55,595	57,343	62,753	67,667
純資産	(百万円)	28,243	31,535	38,567	44,052

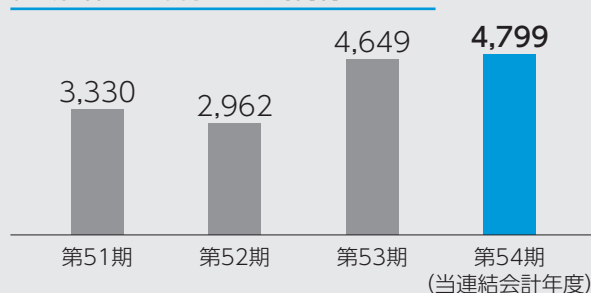
売上高 (百万円)



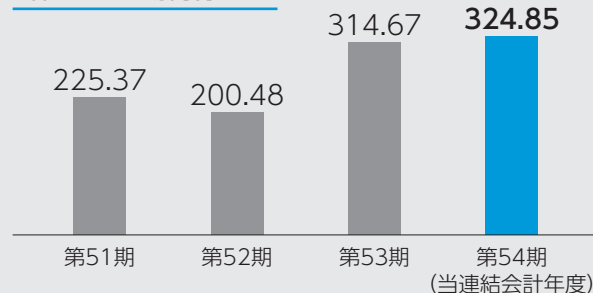
経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd.	160,000千バーツ	99.9%	照明器具の製造・販売
昆山恩都照明有限公司	19,100千USドル	100.0%	照明器具の製造・販売
イーシームズ株式会社	100,000千円	100.0%	省エネ照明器具及び制御機器のレンタル及び販売
Ansell Electrical Products Limited	50千ポンド	100.0%	照明器具の製造・販売
Ansell (Sales & Distribution) Limited	0千ポンド	100.0%	照明器具の製造・販売

7. 主要な事業内容

当社グループは主に業務用照明器具の製造販売を行っております。
その品目別の主要製品は、次のとおりであります。

照明器具関連事業

品目別	主要製品
業務用照明器具	ダウンライト、スポットライト、シーリングライト、シャンデリア、ペンダント、ブラケット、直管形LEDランプ等
照明制御システム	Smart LEDZ (照明空間マネジメントシステム)



環境関連事業

品目別	主要製品
業務用照明器具	ベースライト、生鮮食品用照明等
照明制御システム	Smart LEDZ (照明空間マネジメントシステム)



インテリア家具事業

品目別	主要製品
業務用家具、 インテリア用品	チェア、テーブル、ソファ等



8. 主要な営業所及び工場等

		拠 点 : 所 在 地
当 社	本社	大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号
	主要な事業所	東京（東京都）、大阪（大阪府）
	営業所	札幌（北海道）、仙台（宮城県）、北関東（栃木県）、埼玉（埼玉県）、新潟（新潟県）、静岡（静岡県）、名古屋（愛知県）、金沢（石川県）、京都（京都府）、岡山（岡山県）、高松（香川県）、広島（広島県）、福岡（福岡県）、熊本（熊本県）、沖縄（沖縄県）
	研究所	テクニカルセンター（大阪府）
	物流	佐野（栃木県）、水口（滋賀県）、大川（福岡県）
	工場	佐野（栃木県）
子 会 社	営業所	・イーシームズ株式会社（大阪府） 北海道（北海道）、東北（宮城県）、関東（東京都）、中部（愛知県）、近畿（大阪府）、中四国（広島県）、九州（福岡県） ・ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. (タイ) バンコク（タイ）、フィリピン支店（フィリピン） ・恩藤照明設備（北京）有限公司（中国） ・ENDO LIGHTING ACCESSORIES (INDIA) PRIVATE LTD. (インド) ・ENDO Lighting SE Asia Pte.Ltd. (シンガポール) ・ENDO LIGHTING VIETNAM COMPANY LIMITED (ベトナム) ・Ansell Electrical Products Limited (英国) Ansell Electrical Products Spain SL (スペイン) ・Ansell (Sales & Distribution) Limited (英国) Ansell (Sales & Distribution) Republic of Ireland Limited (アイルランド)
	工場	・ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. (タイ) ・昆山恩都照明有限公司（中国）



本社（ENDO堺筋ビル）



大阪事業所（ENDO本町ビル）



佐野工場



中国工場



タイ工場

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	当連結会計年度末従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
照明器具関連事業	1,493（106）	73増（14増）
環境関連事業	67（13）	5増（－）
インテリア家具事業	22（7）	3減（2増）
全社（共通）	49（11）	4増（1増）
合計	1,631（137）	79増（17増）

- (注) 1. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
 2. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
499（90）名	12名増（9名増）	41.9歳	13.2年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
 3. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 4. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

10. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,990百万円
株式会社三井住友銀行	1,580
株式会社りそな銀行	1,435

- (注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入金残高には社債（私募債）の未償還額1,000百万円を含んでおります。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,800,000株
- (2) 発行済株式総数 14,776,321株（自己株式196株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 4,777名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社アーバン	4,933千株	33.38%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	466	3.15
日本生命保険相互会社	364	2.46
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	337	2.28
INTERACTIVE BROKERS LLC	289	1.96
CACEIS BANK／QUINTET LUXEMBOURG SUB AC／UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	288	1.95
遠藤照明従業員持株会	226	1.53
RE FUND 107-CLIENT AC	200	1.35
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	190	1.29
JPモルガン証券株式会社	190	1.28

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数第2位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠 藤 邦 彦	ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. 代表取締役会長
常 務 取 締 役	菱 谷 清	開発・品質・生産担当、昆山恩都照明有限公司 董事長
取 締 役	杉 坂 真 志	営業本部長
取 締 役	宮 下 律 江	株式会社エターナリア 代表取締役
取 締 役	長 畑 隆 也	株式会社BproA 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	久 保 章	
監 査 役	村 井 潤	村井法律事務所 弁護士
監 査 役	神 崎 泰 郎	

- (注) 1. 取締役宮下律江及び長畑隆也の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 2. 取締役長畑隆也氏は、2025年4月5日逝去により、退任いたしました。
 3. 監査役村井潤及び神崎泰郎の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 4. 常勤監査役久保章氏は、経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	鍛 冶 谷 栄 司	営業本部 東京営業統括部長
執 行 役 員	三 沢 広 実	中央研究所長 兼 特注部長
執 行 役 員	奥 村 昌 之	営業本部 環境ソリューション統括部長 兼 商環境ソリューション部長
執 行 役 員	細 井 秀 人	営業本部 大阪営業統括部長 兼 大阪営業部長
執 行 役 員	小 川 佳 洋	営業本部 営業企画統括部長
執 行 役 員	高 島 康 行	営業本部 特機開発統括部長
執 行 役 員	大 島 雄 太	海外本部長 兼 ENDO Lighting (THAILAND) Public Co.,Ltd.代表取締役社長 兼 ENDO Lighting SE Asia Pte.Ltd.代表取締役社長
執 行 役 員	永 山 恵 一	イーシームズ株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	後 藤 修 二	管理本部長 兼 人事総務部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

(1) 被保険者の範囲

当社及び子会社・孫会社の取締役、監査役及び執行役員の主要な業務執行者

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が（1）の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図ることの意欲を高めるとともに、インセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案して、総合的に決定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬、役員退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬と役員退職慰労金のみを支給する。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）として支給し、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、執行役員の報酬、従業員給与の水準を考慮しながら、経営内容や経済情勢を勘案して決定する。

③ 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、利益の最大化が株主価値向上に資するとの考えから、売上総利益率及び売上高経常利益率を重視し、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、個人別の配分額を計画達成度係数と役職別案分比率から算出して、毎年、一定の時期に支給する。

④ 役員退職慰労金の額の算定方法の決定に関する方針

役員退職慰労金は、基本報酬に基づき、在任役職位年数および役職位ごとの係数により慰労金の額を算出し、役員の退任時に当社所定の基準による相当額の範囲内で慰労金を支給することを取締役会に一任する旨の株主総会決議を経たうえで、取締役会決議にて決定する。

⑤ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬は、連結経常利益に基づき基本報酬と別枠で支給するものとし、基本報酬と業績連動報酬の支給割合は、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な割合となることを方針とする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、取締役会が指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得て、その具体的内容の決定は代表取締役社長遠藤邦彦氏に委任する。

委任を受けた代表取締役社長は、当該答申内容を考慮して、各取締役の基本報酬の額および各取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬の評価配分を決定する。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議は、1990年6月28日開催の第19回定時株主総会で決議し、その内容は、取締役の年間報酬総額を2億円以内、監査役の年間報酬総額を5,000万円以内としております。なお、第19回定時株主総会終結時点での取締役の員数は10名、監査役の員数は3名であります。また、業務執行取締役に対する業績連動報酬に関する株主総会の決議は、2014年6月27日開催の第43回定時株主総会で決議し、その内容は、業績連動報酬は連結経常利益の1.5%の範囲内で支給するものとし、その上限額は年額2億円以内とは別枠で年額1億円以内としております。なお、第43回定時株主総会終結時点での取締役の員数は12名、監査役の員数は4名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定については、公正性と透明性を確保するため、取締役会が、代表取締役と社外取締役から構成される指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が同委員会の答申内容を考慮し、予め定められた算定方法に従って決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	123 (11)	69 (10)	35 (－)	－ (－)	18 (0)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19 (7)	17 (7)	－ (－)	－ (－)	1 (0)	3 (2)

- (注) 1. 上記には、2024年6月26日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。
3. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結経常利益および経常利益に応じて社内基準により算出された額を支給しております。なお、当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の実績は第54期連結経常利益5,411百万円、経常利益2,006百万円となっております。
4. 取締役会は、代表取締役社長遠藤邦彦に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。
5. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労金繰入額であります。
6. 監査役の報酬につきましては、基本報酬のみとし、各監査役の報酬については株主総会の決議により承認された限度額の範囲内において監査役の協議により決定いたします。
7. 上記支給額のほか、2024年6月26日開催の第53回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任社外取締役1名に対し2百万円を支給しております。なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労金の繰入額2百万円を含んでおります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 当社と、取締役宮下律江氏が兼職しております株式会社エターナリアとの間には、特別の関係はありません。
- ② 当社と、取締役長畑隆也氏が兼職しております株式会社BproAとの間には、特別の関係はありません。
- ③ 当社と、監査役村井潤氏が兼職しております村井法律事務所との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
取 締 役	宮 下 律 江	18回中17回	4回中4回 (注1)	取締役会18回のうち17回に出席しました。主に企業経営者として培った幅広い見識と社内外での女性活躍推進への取り組みなど豊富な経験から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。 また、当社の代表取締役と社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会にも出席し、独立した客観的立場から提言を行うなど、経営陣の監督に務めております。
取 締 役	長 畑 隆 也	14回中14回 (注2)	3回中3回 (注1, 2)	取締役就任後、当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に企業経営者として培った企業活動に関する幅広い見識とこれまでの電子製品の研究開発から製造、拡販に関する豊富な業務経験から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。 また、当社の代表取締役と社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会にも出席し、独立した客観的立場から提言を行うなど、経営陣の監督に務めております。
監 査 役	村 井 潤	18回中18回	15回中15回	主に弁護士としての幅広い知識や経験、また他社での社外監査役等の経験も有しており、法務の見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	神 崎 泰 郎	18回中17回	15回中15回	主に出身会社である製造業において事業企画部門に従事し、総務、経理などの管理部門の責任者としての経験も有しており、その幅広い豊富な経験から、適宜発言を行っております。

(注) 1. 取締役宮下律江及び長畑隆也の両氏は、社外取締役として監査役会との緊密な連携を図るため、四半期ごとに監査役会に出席した回数を記載しております。

(注) 2. 取締役長畑隆也氏は、2024年6月26日開催の第53回定時株主総会において選任されたため取締役会及び監査役会の開催回数が異なります。
なお、同氏の就任後の取締役会開催回数は14回、監査役会開催回数は3回となります。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を聴取のうえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

3. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

5. 会計監査人の業務停止処分

会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(注) 事業報告の金額表示（1株当たり当期純利益は除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。また、千株単位の株式数表示は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度
	2025年3月31日現在	(ご参考) 2024年3月31日現在
資 産 の 部		
流 動 資 産	43,072	39,924
現金及び預金	15,692	16,373
受取手形	728	728
売掛金	10,501	9,116
商品及び製品	12,400	10,822
仕掛品	367	269
原材料及び貯蔵品	1,478	1,172
その他	2,119	1,704
貸倒引当金	△215	△262
固 定 資 産	24,595	22,829
有形固定資産	18,176	16,871
建物及び構築物	4,427	4,457
機械装置及び運搬具	410	396
レンタル資産	8,497	7,503
土地	3,465	3,452
リース資産	144	119
建設仮勘定	543	323
その他	686	616
無形固定資産	3,055	3,134
ソフトウェア	616	463
のれん	2,335	2,516
その他	103	153
投資その他の資産	3,363	2,823
投資有価証券	93	100
退職給付に係る資産	104	101
繰延税金資産	1,481	947
その他	1,762	1,759
貸倒引当金	△78	△85
資産合計	67,667	62,753

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度
	2025年3月31日現在	(ご参考) 2024年3月31日現在
負 債 の 部		
流 動 負 債	14,551	15,238
支払手形及び買掛金	4,906	5,036
短期借入金	1,500	200
1年内返済予定の長期借入金	3,595	4,464
リース債務	49	48
未払金	1,280	1,477
未払法人税等	406	667
賞与引当金	1,035	872
役員賞与引当金	124	171
製品保証引当金	512	582
その他	1,140	1,718
固 定 負 債	9,064	8,947
社債	1,000	1,000
長期借入金	6,820	6,624
リース債務	118	79
繰延税金負債	13	135
役員退職慰労引当金	127	109
退職給付に係る負債	385	303
その他	599	694
負債合計	23,615	24,186
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	37,418	33,246
資本金	5,155	5,155
資本剰余金	5,516	5,516
利益剰余金	26,746	22,574
自己株式	△0	△0
その他の包括利益累計額	6,633	5,320
その他有価証券評価差額金	27	32
繰延ヘッジ損益	19	△20
為替換算調整勘定	6,648	5,374
退職給付に係る調整累計額	△61	△66
非支配株主持分	0	0
純資産合計	44,052	38,567
負債及び純資産合計	67,667	62,753

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2024年4月1日から2025年3月31日まで	前連結会計年度（ご参考） 2023年4月1日から2024年3月31日まで
売 上 高	53,735	51,706
売 上 原 価	32,915	31,814
売 上 総 利 益	20,820	19,891
販売費及び一般管理費	15,890	14,687
営 業 利 益	4,930	5,203
営 業 外 収 益	730	917
受取利息及び配当金	415	294
賃貸収入	172	165
デリバティブ評価益	—	329
その他	142	127
営 業 外 費 用	248	396
支払利息	84	93
為替差損	35	177
賃貸収入原価	75	70
固定資産除却損	35	9
その他	18	45
経 常 利 益	5,411	5,724
特 別 利 益	0	2
固定資産売却益	0	2
特 別 損 失	0	3
固定資産売却損	0	0
リース解約損	—	3
税金等調整前当期純利益	5,412	5,723
法人税、住民税及び事業税	1,271	1,310
法人税等調整額	△658	△236
当期純利益	4,799	4,649
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0
親会社株主に帰属する当期純利益	4,799	4,649

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

科 目	当事業年度	前事業年度
	2025年3月31日現在	(ご参考) 2024年3月31日現在
資 産 の 部		
流 動 資 産	15,518	14,197
現金及び預金	1,312	1,701
受取手形	631	640
売掛金	4,147	3,803
商品及び製品	6,316	5,452
仕掛品	63	34
原材料及び貯蔵品	240	253
前渡金	77	59
短期貸付金	37	60
その他	2,696	2,191
貸倒引当金	△3	△2
固 定 資 産	22,684	21,694
有形固定資産	5,929	5,898
建物	2,562	2,523
構築物	7	10
機械及び装置	14	23
工具器具備品	128	101
土地	3,192	3,192
その他	25	46
無形固定資産	469	394
ソフトウェア	452	324
その他	17	70
投資その他の資産	16,284	15,401
投資有価証券	66	63
関係会社株式	7,947	7,947
関係会社出資金	1,229	1,229
長期貸付金	3,990	3,730
前払年金費用	193	196
繰延税金資産	1,293	673
その他	1,643	1,636
貸倒引当金	△78	△75
資産合計	38,202	35,891

(単位：百万円)

科 目	当事業年度	前事業年度
	2025年3月31日現在	(ご参考) 2024年3月31日現在
負 債 の 部		
流 動 負 債	10,588	10,444
支払手形	550	511
買掛金	3,072	2,403
短期借入金	1,100	—
1年内返済予定の長期借入金	3,595	4,439
未払金	703	1,256
未払法人税等	81	385
賞与引当金	658	526
役員賞与引当金	38	46
製品保証引当金	496	568
その他	262	307
固 定 負 債	8,131	7,902
社債	1,000	1,000
長期借入金	6,820	6,624
役員退職慰労引当金	127	109
その他	184	167
負債合計	18,720	18,346
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	19,415	17,524
資本金	5,155	5,155
資本剰余金	5,539	5,539
資本準備金	3,795	3,795
その他資本剰余金	1,743	1,743
利益剰余金	8,720	6,829
利益準備金	21	21
その他利益剰余金	8,699	6,808
繰越利益剰余金	8,699	6,808
自己株式	△0	△0
評価・換算差額等	67	20
その他有価証券評価差額金	21	20
繰延ヘッジ損益	45	—
純資産合計	19,482	17,545
負債及び純資産合計	38,202	35,891

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度	前事業年度（ご参考）
	2024年4月1日から2025年3月31日まで	2023年4月1日から2024年3月31日まで
売 上 高	29,774	27,474
売 上 原 価	20,257	17,959
売 上 総 利 益	9,517	9,515
販売費及び一般管理費	8,725	8,126
営 業 利 益	791	1,388
営 業 外 収 益	1,388	1,689
受取利息及び配当金	785	840
賃貸収入	179	172
為替差益	138	—
デリバティブ評価益	—	329
その他	285	347
営 業 外 費 用	174	232
支払利息	71	84
賃貸収入原価	75	70
その他	27	77
経 常 利 益	2,006	2,845
特 別 利 益	0	0
固定資産売却益	0	0
特 別 損 失	—	3
リース解約損	—	3
税引前当期純利益	2,006	2,842
法人税、住民税及び事業税	128	353
法人税等調整額	△640	△246
当 期 純 利 益	2,519	2,736

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社 遠 藤 照 明
取締役会 御 中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒 井 巖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有 久 衛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社遠藤照明の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社遠藤照明及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社 遠 藤 照 明
取締役会 御 中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒 井 巖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有 久 衛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社遠藤照明の2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、W E B 会議の手法を幅広く活用するなどして、監査役活動の確保に努めました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、定期的に代表取締役、社外取締役と会合を持ち、活発な意見交換を行いました。更に社外取締役を監査役会に招くなどして意思疎通を図るとともに情報を交換し、執行部門への牽制機能の充実強化及び提案機能の強化に努めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後とも継続して内部統制システムの整備と充実に取り組み、当社グループの体制強化を図ることが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

株式会社 遠 藤 照 明 監査役会

常 勤 監 査 役 久 保 章

社 外 監 査 役 村 井 潤

社 外 監 査 役 神 崎 泰 郎

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪府大阪市中央区
備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル
2階 会議室
[電話] 06-6267-7095



交通のご案内

地下鉄 堺筋線・中央線
「堺筋本町駅」

12番出口 徒歩約1分

当会場では、駐車場・
駐輪場のご用意がござい
ませんので、公共交通機
関等をご利用ください。



ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株式会社 遠藤照明

<https://www.endo-lighting.co.jp/>



この招集ご通知は、環境に
配慮し、植物油インキを使用
しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。